



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *25 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則 (地域振興課)..... 1
- *26 知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則 (")..... 2

○ 公営企業管理規程

- *2 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 2

規 則

和歌山県規則第25号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年7月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則 (昭和63年和歌山県規則第19号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(名称、担当事務及び所管課室) 第210条 法令及び条例により設置された附属機関の名称、担当事務及び所管課室は、次のとおりである。			(名称、担当事務及び所管課室) 第210条 法令及び条例により設置された附属機関の名称、担当事務及び所管課室は、次のとおりである。		
名称	担当事務	所管課室	名称	担当事務	所管課室
略			略		
略		略	略		略
和歌山県地域振興部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	略		和歌山県地域振興部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	略	
和歌山県図柄ナンバープレート審議会	県が国土交通大臣に対して提案する道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第11条の自動車登録番号標及び同法第73条の車両番号標の意匠についての審査並びにその制度についての重要事項の調査審議に関する事務				

略	略		略	略	
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第26号

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年7月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成25年和歌山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第1条、第3条、第9条関係）					別表第1（第1条、第3条、第9条関係）				
附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管部局	附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管部局
略					略				
和歌山県スポーツ振興助成事業選考委員会	略	略	略	略	和歌山県スポーツ振興助成事業選考委員会	略	略	略	略
<u>和歌山県図柄ナンバープレート審議会</u>	<u>15人以内</u>	<u>学識経験を有する者</u>	<u>1年以内</u>	<u>地域振興部</u>					
略					略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第2号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年7月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
名称	支給範囲	手当額	名称	支給範囲	手当額
略			略		

災害応急作業等手当	(1) 職員が豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある工業用水道施設及びその周辺において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき。 (2) 職員が豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に出張して行う避難所の運営その他の知事が定める作業に従事したとき。 (3) 職員が(1)又は(2)に掲げる作業に相当すると知事が認める作業に従事したとき。	日額 <u>1,070円</u> （大規模な災害として知事が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、 <u>1,440円</u> ）ただし、日没時から日出時までの間に従事した場合は、その勤務1日につき <u>535円</u> （大規模な災害として知事が定める災害に係る作業に従事した場合は、 <u>720円</u> ）を加算することができる。
-----------	--	--

略

備考 職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）を除く。）に対処するため災害応急作業等手当の項に掲げる作業に引き続き5日を下らない範囲内において知事が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同項の規定にかかわらず、同項の右欄に掲げる額に、1,070円（大規模な災害として知事が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,440円）を超えない範囲内において知事が定める額を加算した額とする。

災害応急作業等手当	(1) 職員が豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある工業用水道施設及びその周辺において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき。 (2) 職員が豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に出張して行う避難所の運営その他の知事が定める作業に従事したとき。 (3) 職員が(1)又は(2)に掲げる作業に相当すると知事が認める作業に従事したとき。	日額 <u>800円</u> （大規模な災害として知事が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、 <u>1,080円</u> ）ただし、日没時から日出時までの間に従事した場合は、その勤務1日につき <u>400円</u> （大規模な災害として知事が定める災害に係る作業に従事した場合は、 <u>540円</u> ）を加算することができる。
-----------	--	--

略

備考 職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）を除く。）に対処するため災害応急作業等手当の項に掲げる作業に引き続き5日を下らない範囲内において知事が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同項の規定にかかわらず、同項の右欄に掲げる額に、800円（大規模な災害として知事が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円）を超えない範囲内において知事が定める額を加算した額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。